

**神戸市中央卸売市場本場再整備事業
入札説明書**

平成 16 年 6 月 8 日

神戸市

目 次

1	公告日	1
2	公共施設の管理者の名称	1
3	事業に供される公共施設の種類	1
4	事業者の募集及び選定方法	1
5	担当課	1
6	事業の目的等	2
7	事業概要等	3
8	事業者の募集手続等	6
9	競争参加資格	7
10	競争参加資格等の確認等	10
11	競争参加資格がないと認められた者に対する理由の説明	11
12	入札説明書等に関する質問及び回答	12
13	入札辞退時の提出書類	12
14	入札提出書類の提出日時及び場所等	12
15	入札提出書類の提出方法等	13
16	予定価格（設計・建設費、維持管理費及び運営費）の公表	14
17	開札	14
18	入札の無効	15
19	特定事業の選定の取消し	15
20	入札保証金及び契約保証金	16
21	落札者の決定方法等	16
22	基本協定の締結	16
23	S P C の設立	17
24	三者契約の締結	17
25	手続きにおける交渉の有無	17
26	事業契約書の作成	17
27	事業契約の締結	17
28	サービス購入費の支払条件等	18
29	事業者が付保する保険等	18
30	本事業以外の業務で、本事業に直接関連する業務に関する契約を本事業の契約の相手方と随意契約により締結する予定の有無	18
31	苦情申立て	18
32	関連情報を入手するための照会窓口等	18
33	事業者の権利義務等に関する制限	18
34	市と事業者の責任分担	19
35	法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項	19
36	事業実施に関する事項	20
37	その他	21

別紙1	事業者の業務スケジュール概要	22
別紙2	入札価格の算定条件	23
別紙3	廃棄物処理業務に係る関連契約について	25

神戸市（以下「市」という。）が「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」（平成 11 年法律第 117 号。以下「PFI法」という。）に基づき特定事業として選定した神戸市中央卸売市場本場（以下「当施設」という。）再整備事業（以下「本事業」という。）に係る入札公告による一般競争入札等については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

入札説明書に添付している「要求水準書（別添資料含む）」、「落札者決定基準」、「様式集」、「基本協定書（案）」及び「事業契約書（案）」は、入札説明書と一体のもの（以下「入札説明書等」という。）である。

本事業の基本的な考え方については平成 16 年 2 月 6 日に公表した実施方針と同様であるが、本事業の条件等について、実施方針に関する意見招請の結果を反映している。したがって、応募者は入札説明書等の内容を踏まえ、入札に必要な手続を行うこと。

なお、入札説明書等と実施方針に相違のある場合は、入札説明書等の規定内容を優先するものとする。また、入札説明書等に記載のない事項については、入札説明書等に関する質問・回答によることとする。

1 公告日

平成 16 年 6 月 8 日

2 公共施設の管理者の名称

神戸市長 矢田 立郎

3 事業に供される公共施設の種類

中央卸売市場

4 事業者の募集及び選定方法

事業者の募集及び選定は、総合評価一般競争入札方式（地方自治法施行令 第 167 条の 10 の 2）によるものとする。なお、本事業はWTO政府調達協定の対象であり、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第 372 号）が適用される。

5 担当課

〒652-0844 神戸市兵庫区中之島 2 丁目 1 番 3 号

神戸市産業振興局中央卸売市場本場 総務係

電 話 : 078 - 672 - 8153

ファックス : 078 - 651 - 8518

E-mail : honjo_saiseibi@office.city.kobe.jp

WEB : <http://www.city.kobe.jp/cityoffice/27/ichiba/saiseibi/index.htm>

6 事業の目的等

(1)神戸市中央卸売市場本場の役割

神戸市中央卸売市場本場は、卸売市場法に基づく「中央卸売市場」として、神戸市が開設し運営している。

中央卸売市場は、都市及びその周辺地域における生鮮食料品の円滑な流通を確保するための中核拠点である。

中央卸売市場は、国民の生活に欠かすことのできない生鮮食料品（青果品、水産品等）を、日本国内はもとより諸外国からも集荷して適正な価格をつけ、すみやかに分荷し、国民の台所に送る役割を果たす公設の市場である。多数の生産者（農漁業者）に生鮮食料品の安定的な出荷の場を提供するとともに、取引の適正化、流通の円滑化を図りながら、消費者に適正な価格で生鮮食料品を安定的に供給する役割を持っている。

神戸市中央卸売市場本場は、昭和7年に全国で5番目の中央卸売市場として開設され、神戸市、西宮市、芦屋市、三木市等を主たる供給圏として、神戸市及び周辺市町住民に生鮮食料品を供給しているとともに、兵庫県の拠点的市場として、阪神、東播磨、淡路、但馬地域等広く県下に生鮮食料品を供給している。

神戸市中央卸売市場本場は、青果物（野菜、果実）及び水産物（生鮮品、冷凍品、加工品）を取り扱っており、平成15年度における取扱量実績は、下表のとおりである。

【神戸市中央卸売市場本場 平成15年度 年間取扱量実績】

野菜	96,722トン
果実	59,287トン
水産物	86,227トン
計	242,236トン

(2)再整備の内容

市道高松線の西側に存する老朽化した市場施設を東側に移転集約して建て替える。東側の現状敷地で不足する用地は、市場に隣接する水域の一部埋立により確保する。

(3)事業の必要性と目的

西側市場施設の老朽化が著しく、建て替えを必要としている。建て替えを行うことによって、老朽化の解消とともに、市場機能の充実、高度化を図り、神戸市民の台所として、また兵庫県の拠点的卸売市場として、安全で安心な生鮮食料品を安定的に供給するという役割を果たしていく。

現状では、市場施設が幹線道路である市道高松線によって分断されているため、市場業務が非効率なものとなっている。東側に移転集約することによって、機能的な一体的な施設配置を実現し、市場業務を改善する。

中央卸売市場本場の存する兵庫区南部地域は、都心周辺部の空洞化現象であるイ

ンナーシティ地域となっており、神戸市インナーシティ総合整備基本計画（平成元年度策定）において、中央卸売市場の再開発がインナーシティ活性化のリーディングプロジェクトに位置付けられている。西側市場施設の移転跡地を活用することにより、地下鉄「中央市場前駅」周辺の活性化を図っていく。

(4) 施設整備及び運営の理念

中核的な卸売市場としての役割の発揮

安全・安心な生鮮食料品流通拠点としての整備及び運営

取扱量の維持・増加による市場取引の活性化及び生鮮食料品の安定供給

場内・場外の市場利用者にとって、効率的で使いやすい市場施設の整備

食料品総合卸売センター機能の充実

時代変化に対応できる市場整備及び運営

物流拠点としての産業活動と市民に開かれた市場の両立

環境に配慮した施設整備

7 事業概要等

(1) 事業名 神戸市中央卸売市場本場再整備事業

(2) 事業場所 神戸市兵庫区中之島1丁目及び2丁目の一部、出在家町1丁目の一部、築地町の一部

(3) 事業期間 平成17年1月から平成46年3月までの29年間

(4) 事業内容

本事業は、入札説明書等の定めるところにより、本事業を実施する者として選定されたPFI法第2条第5項に規定する選定事業者（以下「事業者」という。）がPFI法に基づき当施設の設計・建設、工事監理を行い、市に施設を引き渡し、事業期間を通して施設の維持管理及び運営を行うBTO方式（Build-Transfer-Operate）により実施する。当施設は「公の施設」として位置付ける。本事業は、施設の設計・建設、維持管理及び運営に係る対価として市が事業者に係る費用を支払うものである。

事業者が実施する本事業の主な業務範囲は以下のとおりである。

新設施設整備に係る建設工事及びその関連業務

ア 設計業務

- ・ 測量調査、地質調査等業務
- ・ 設計及び設計関連業務
- ・ 工事開始までに必要な関連手続き（各種申請業務等）
- ・ 補助申請業務

イ 建設業務

- ・ 建設に伴う各種申請等業務
- ・ 補助申請業務
- ・ 工事監理業務
- ・ 工事に伴う近隣対策業務
- ・ 計画敷地の敷地造成

- ・ 建設工事
- ・ 備品等の設置工事及びその関連業務
- ・ 施設運用開始までに必要な関連手続き（各種申請業務等）

新設施設の維持管理業務

- ア 建築物保守管理業務
- イ 建築設備保守管理業務
- ウ 外構施設保守管理業務
- エ 清掃業務
- オ 廃棄物処理手続業務
- カ 環境衛生管理業務
- キ 修繕業務
- ク 植栽維持管理業務

新設施設における運営業務

- ア 市場 P R 施設運営業務
 - 市場 P R 業務及び料理教室運営業務（後者は独立採算方式）

既存施設に関する維持管理業務

- ア 清掃業務
- イ 廃棄物処理手続業務
- ウ 環境衛生管理業務
- エ 植栽維持管理業務

移転対象施設に関する維持管理業務（H20.4.1～H21.3.31の期間のみ）

- ア 清掃業務
- イ 廃棄物処理手続業務
- ウ 環境衛生管理業務
- エ 植栽維持管理業務

(5) 公共施設の立地並びに規模及び配置に関する事項

敷地の立地条件

- ア 現状における立地条件
 - ・ 位 置：神戸市兵庫区中之島1丁目及び2丁目の一部、出在家町1丁目の一部並びに築地町の一部
 - ・ 現状敷地面積：126,529 m²
 - ・ 地域地区等
 - 用途地域：商業地域
 - 地 区：臨港地区
 - 建 ぺ い 率：80%
 - 容 積 率：400%
 - 防火地域等：防火地域

新設施設建設予定地

- ア 現状敷地内
 - ・ 市道高松線の東側市場敷地における買出人駐車場の転用
 - ・ 敷地面積：約3,000 m²
- イ 近隣用地

- ・民間倉庫用地の転用
- ・敷地面積：約 1,500 m²

ウ 埋立予定地

- ・市場東側水域を埋立
- ・埋立予定地における用地面積（物揚場を除く）：約 18,000 m²
- ・今後、埋立免許を取得し、平成 18 年 7 月の埋立竣功を予定（市が実施）
- ・地域地区等については、上記 のアと同様の指定を予定

新設施設の概要

ア 現状敷地内（関連事業所・事務所棟施設）

- ・事務所、関連事業店舗 3 棟（4 階建て）
- ・延べ床面積：約 10,000 m²（3 棟合計）

イ 近隣用地内（配送センター棟施設）

- ・配送センター 1 棟（平屋建て）
- ・延べ床面積：約 1,000 m²

ウ 埋立用地内（埋立地棟施設）

- ・複合施設 1 棟（2 階建て）
- ・施設内容
加工場、買荷保管所、保冷库、倉庫、配送センター、駐車場（2 階及び屋上）
- ・延べ床面積：約 29,000 m²（別途，屋上駐車場等として約 14,500 m²）

8 事業者の募集手続等

(1) スケジュール

本事業は以下のスケジュールで実施する。

日付	内容
平成16年6月8日(火)	入札公告
平成16年6月8日(火)～6月14日(月)	入札説明書等の交付
平成16年6月8日(火)～6月30日(水)	既存資料の閲覧等
平成16年6月10日(木)	説明会の開催
平成16年6月11日(金)～6月18日(金)	競争参加資格の確認等(第一次審査)資料の受付期間
平成16年6月25日(金)	競争参加資格の確認等(第一次審査)結果の通知
平成16年6月28日(月)～7月2日(金)	入札説明書等に関する質問受付期間
平成16年7月2日(金)	競争参加資格がないと認められた理由の説明要求の受付期限
平成16年7月7日(水)	競争参加資格がないと認められた理由の説明要求に係る回答
平成16年7月20日(火)	入札説明書等に関する質問への回答
平成16年8月3日(火)	入札提出書類の受付
平成16年8月3日(火)	開札
平成16年9月上旬	落札者の決定 落札者との基本協定締結
平成16年11月	仮契約締結
平成16年12月末	事業者との事業契約締結
平成18年7月	埋立竣工予定日
平成17年1月～平成18年7月	新設施設の設計可能期間
平成18年7月～平成20年3月31日	埋立地棟及び配送センター棟施設の建設可能期間
平成20年3月31日	埋立地棟及び配送センター棟施設の引渡日及び所有権移転期限
平成20年4月1日～平成46年3月31日	埋立地棟及び配送センター棟施設の維持管理期間
平成20年4月1日～平成21年3月31日 (ただし、着工時期は事業者の提案により早期化も想定される。)	関連事業所・事務所棟施設の建設可能期間
平成21年3月31日	関連事業所・事務所棟施設の引渡日及び所有権移転期限
平成21年4月1日～平成46年3月31日	関連事業所・事務所棟施設の維持管理期間

事業契約締結後における事業者の業務スケジュールの概要については、別紙1を参照。

- (2) 入札説明書等及び卸売市場施設整備費補助金（以下「補助金」という。）要綱の交付等

入札説明書等及び補助金要綱の交付を次のとおり行う。また、神戸市ホームページにおいても同日から入札説明書等を公開する。

交付期間

平成16年6月8日（火）から平成16年6月14日（月）までの土曜日及び日曜日を除く毎日、午前9時から午後5時まで

交付場所 5に同じ

交付方法 無料交付

- (3) 既存資料の閲覧等

既存資料について次のとおり閲覧及び貸出を行う。

閲覧期間

平成16年6月8日（火）から平成16年6月30日（水）までの土曜日及び日曜日を除く毎日、午前9時から午後5時まで

閲覧場所 5に同じ

閲覧に供する既存資料

ア 既存施設に関する資料

イ 移転対象施設に関する資料

ウ 既存維持管理に関する資料

- (4) 説明会及び現地見学会

入札説明書等に関する説明会及び現地見学会を次のとおり開催する。

また、説明会では入札説明書等の配布は行わない。

説明会

日時：平成16年6月10日（木）午後1時～午後2時30分

場所：神戸市中央卸売市場本場 大会議室

（神戸市兵庫区中之島2丁目1番3号 卸売場棟2F）

現地見学会

日時：平成16年6月10日（木）午後2時30分～午後4時

場所：事業実施場所（現地集合とする）

説明会参加申込

説明会への参加を希望する場合には、入札説明書等に関する説明会参加申込書（様式集、第1号様式）に必要事項を記入し、平成16年6月9日（水）正午までに前記5の担当課宛てにE-mailもしくはFAX送信にて申し込むこと

9 競争参加資格

- (1) 応募者の構成等

応募者の構成等は次のとおりとする。

応募者は、単独企業（以下、「応募企業」という。）又は複数の企業で構成されるグループ（以下、「応募グループ」という。）とする。

応募企業又は応募グループを構成する企業（以下、「構成員」という。）は、事業契

約締結までに設立する特別目的会社（以下、「SPC」という。）に出資を行うこととする。

協力会社は、事業開始後SPCから直接業務を受託又は請け負うことを予定している者のうち、応募企業又は応募グループの構成員以外の者をいう。

参加表明書及び競争参加資格確認申請書の提出時には、応募企業又は応募グループの構成員及び協力会社について明らかにすること。

応募グループは、その構成員の中から、代表企業を定め、参加表明書及び競争参加資格確認申請書の提出時に明らかにすること。

応募企業又は応募グループの構成員及び協力会社の変更及び追加は認めない。ただし、やむを得ない事情が生じた場合は、応募者は市と協議を行う。協議の結果、市が妥当と認めた場合には、応募グループの代表企業以外の構成員及び協力会社を、競争参加資格の確認を受けた上で入札提出書類（14(3)に示す応募者が入札時に提出する書類等をいう。以下同じ。）の提出期限までに変更及び追加することができるものとする。

一応募企業、あるいは一応募グループの構成員及び協力会社は、他の応募グループの構成員又は協力会社になることはできない。

(2) 応募者の参加資格要件

応募者は、次の参加資格要件を満たさなければならない。

応募企業又は応募グループの構成員及び協力会社の全てが、神戸市指名停止基準要綱に基づく指名停止を入札参加表明期限日（確認基準日）から落札者の決定までの間に受けていないこと。

応募企業又は応募グループの構成員及び協力会社の全てが、会社更生法（平成14年12月13日法律第154号）に基づく更生手続開始の申し立て（同法附則第2条の規定により、なお、従前の例によることとされる更生事件にかかる同法による改正前の会社更生法（昭和27年法律第172号）に基づく更生手続開始の申し立てを含む。）及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申し立てがなされていないこと。

ただし、金融機関の取引停止処分の場合で取引が再開されたとき、会社更生手続開始申し立ての場合で更生手続開始決定がなされたとき、民事再生手続開始申し立ての場合で再生計画認可決定がなされたときで、市に確認できる書類等を提出し、認定を受けて指名停止措置が解除された場合には、その限りではない。

本事業に係る市のアドバイザー業務に関与した者（下記の者）でないこと。また、下記の者と資本金面若しくは人事面において関連のある者（*）でないこと。

ア パシフィックコンサルタンツ株式会社

イ 株式会社大建設計

ウ 三井安田法律事務所

エ 税理士法人トーマツ

応募企業又は応募グループの構成員及び協力会社のうちには、設計・建設、工事監理、維持管理の各業務に当たる者として、それぞれ9(3)の要件を満たす者が含まれることとし、それ以外の者は当該要件を満たすことは問わない。

なお、複数の要件を満たす者は、当該各業務に当たる者を兼ねることができる。ただし、建設業務を行う者と、資本金面若しくは人事面において関連のある者（＊）が、工事監理業務を行うことはできないものとする。

（＊） 資本金面において関連のある者とは、当該企業の発行済み株式総数の100分の50を超える株式を有し、又はその出資の総額の100分の50を超える出資をしている者をいう。

人事面において関連のある者とは当該企業の代表権を有する役員を兼ねている者をいう。

直近1年間の法人税、法人事業税、法人住民税、消費税及び地方消費税を滞納していないこと。

(3) 構成員及び協力会社の資格等要件

構成員及び協力会社のうち設計、建設及び維持管理の各業務に当たる者は、それぞれ次の要件を満たすこと。なお、複数の要件を満たす者は当該複数の業務を実施することができる。ただし、建設業務に当たる者と工事監理業務に当たる者は兼ねることができない。

また、同一業務を複数の者で実施する場合は、その全ての者が当該業務の要件のうち、ア及びイに掲げる要件を満たすこと。なお、競争参加資格確認申請書等の提出にあたって、新規に神戸市物品等競争入札参加資格を取得（登録）する場合は、取得（登録）手続に一定期間を要することに留意すること。

設計に当たる者

設計に当たる者は下記に示す要件を同一企業により満たすこと。

ア 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を行っていること。

イ 神戸市物品等競争入札参加資格を取得（登録）していること。

ウ 平成6年度以降に、延床面積10,000㎡以上の卸売市場施設、店舗、事務所、倉庫、工場等の建築設計業務に従事し、完了した経験を有する管理技術者を専任で配置できること。

建設に当たる者

建設に当たる者は下記に示す要件を同一企業により満たすこと。

ア 建設業法（昭和24年法律第100号）第15条の規定による建築一式工事に係る特定建設業の許可を有すること。

イ 神戸市の工事の競争入札参加資格を取得（登録）しており、その登録業種に建築一般が含まれること。

ウ 建設業法に規定する建築一式工事に係る経営事項審査の結果の総合評点（又は総合評定値）が、1,200点以上であること。（ただし入札参加資格の審査の申請の受付期間の最終日において審査基準日から1年7ヶ月を経過していないものに限る。）

エ 平成6年度以降に、延床面積10,000㎡以上の卸売市場施設、店舗、事務所、倉庫、工場等の建築工事を元請（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上

のものに限る。)として完成した施工実績があること。

オ 平成6年度以降に、施工実績を有することを求める工事と同規模・同種の施工経験を有し、かつ、建設業法第27条の18の規定による建築工事業の監理技術者資格者証の交付を受け、かつ過去5年以内に監理技術講習を受講している監理技術者を本工事に専任で配置できること。

工事監理に当たる者

工事監理に当たる者は下記に示す要件を同一企業により満たすこと。

ア 建築士法(昭和25年法律第202号)第23条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を行っていること。

イ 神戸市物品等競争入札参加資格を取得(登録)していること。

維持管理に当たる者

ア 平成6年度以降に、卸売市場施設、店舗、事務所、倉庫、工場等における維持管理業務を行った実績を有すること。

イ 神戸市物品等競争入札参加資格を取得(登録)していること。

10 競争参加資格等の確認等

(1) 応募者は、上記9(2)(3)に掲げる要件(以下「競争参加資格」という。)を満たすことを証明するため、次に従い、競争参加資格確認申請書及び競争参加資格確認資料(以下「競争参加資格確認申請書等」という。)を提出し、競争参加資格の有無について確認を受けなければならない。9(2)、(3)ア・イ、ア・イ、ア・イ及びイに掲げる要件を有していない者も開札時において9(2)、(3)ア・イ、ア・イ、ア・イ及びイに掲げる要件を満たしていることを条件として競争参加資格があることを確認するものとする。その場合、競争参加資格確認申請書等を提出する際に、開札時において9(2)、(3)ア・イ、ア・イ、ア・イ及びイに掲げる要件を満たすことを証する資料を提出しなければならない。当該確認を受けた者が入札に参加するためには、開札時において9(2)、(3)ア・イ、ア・イ、ア・イ及びイに掲げる要件を満たしていなければならない。

なお、期限までに競争参加資格確認申請書等を提出しない者並びに競争参加資格がないと認められた者は、入札に参加することができない。

提出期間 平成16年6月11日(金)から平成16年6月18日(金)までの土曜日及び日曜日を除く毎日、午前9時から午後5時まで

提出場所 5に同じ

提出方法 競争参加資格確認申請書等の提出は、提出場所へ持参することとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。

提出書類

競争参加資格確認申請時に提出する提出書類(競争参加資格確認申請書等)は、以下のとおりである。なお、提出書類の詳細及び記載方法等並びに様式番号については、様式集を参照のこと。

ア 競争参加資格確認申請書及び添付書類(第4号様式)

イ 競争参加資格確認資料

- ・ 参加表明書（第 3 号様式）
- ・ 参加グループ構成員及び協力会社一覧表（第 5 号様式）
- ・ 委任状（第 6 号様式）
- ・ 設計に当たる配置予定技術者の資格及び設計経験（第 7 号様式）
- ・ 建設に当たる者の工事施工実績（第 8 号様式）
- ・ 建設に当たる配置予定技術者の資格及び工事経験（第 9 号様式）
- ・ 維持管理に当たる者の維持管理業務実績（第 10 号様式）

(2) 9(3) エの同種工事の施工実績及び 9(3) オの配置予定技術者の同種工事経験の確認を行うに当たっては、効力を有する政府調達に関する協定を適用している国及び地域並びに我が国に対して建設市場が開放的であると認められる国及び地域以外の国又は地域に主たる営業所を有する建設業者にあつては、我が国における同種の工事の施工実績及び経験をもって行うものとする。

(3) 競争参加資格の確認等（第一次審査）結果の通知

競争参加資格の確認等（第一次審査）結果の通知は、競争参加資格確認申請を行った応募者に対して、書面により平成 16 年 6 月 25 日(金)に通知する。応募者がグループの場合は、代表企業に通知する。

(4) 競争参加資格の確認後の取扱い

競争参加資格の確認（第一次審査）の結果、競争参加資格を有する旨の通知を受けた応募企業、若しくは応募グループの構成員又は協力会社のいずれかが、開札日において、9(2)(3)に定める要件の一つでも満たさない場合には、競争参加資格がない者に該当するため、当該企業又は当該グループは、入札の参加は認められない。

(5) 費用負担

入札参加に関し必要な費用は、すべて応募者の負担とする。

(6) 競争参加資格確認申請書等の取扱い

市は、提出された競争参加資格確認申請書等を競争参加資格の確認等（第一次審査）以外に応募者に無断で使用しない。

提出された競争参加資格確認申請書等は返却しない。

提出された競争参加資格確認申請書等の変更、差し替え若しくは再提出は原則として認めない。

(7) 市からの提示資料の取扱い

市が提供する資料は、入札に係る検討以外の目的で使用することはできない。

1 1 競争参加資格がないと認めた者に対する理由の説明

(1) 競争参加資格の確認等（第一次審査）の結果、競争参加資格がないと認められた者は、市に対して、競争参加資格がないと認めた理由について、次に従い書面（第 11 号様式）により説明を求めることができる。なお、提出書類の詳細及び記載方法等並びに様式番号については、様式集を参照のこと。

提出期限 平成 16 年 7 月 2 日(金)午後 5 時

提出場所 5 に同じ

提出方法 書面の提出は、提出場所へ持参することとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。

(2) 市は、説明を求められたときは、平成 16 年 7 月 7 日(水)までに説明を求めた者に対し書面により回答する。

1 2 入札説明書等に関する質問及び回答

入札説明書等の内容に関する質問がある場合は、以下の要領にて質問書を提出すること。

(1) 受付期間

平成16年6月28日(月)～平成16年7月2日(金)午後5時

(2) 提出場所

5 に同じ

(3) 提出方法

質問書は、第 2 号様式により Microsoft Excel で作成し、入札説明書、添付資料毎に各々のファイル名をつけた、ウィルス対策のなされた電子ファイルとすること。なお、提出書類の詳細及び記載方法等並びに様式番号は、様式集を参照のこと。

当該電子ファイルを保存した 3 . 5 インチのフロッピーディスクを持参、郵送又は電子メールにて提出すること。なお、提出されたフロッピーディスクは返却しない。

電子メールアドレス honjo_saiseibi@office.city.kobe.jp

(4) 回答の公表

質問に対する回答は、5 に示す中央卸売市場ホームページにおいて公表する。

質問への回答日：平成 16 年 7 月 20 日(火)

1 3 入札辞退時の提出書類

入札辞退届(第 12 号様式)

1 4 入札提出書類の提出日時及び場所等

競争参加資格の確認(第一次審査)の結果、競争参加資格を有する旨の通知を受けた応募者は、入札提出書類を提出することができる。

(1) 提出日時 持参：平成 16 年 8 月 3 日(火)午後 2 時

郵送：平成 16 年 8 月 2 日(月)午後 5 時(必着)

(2) 提出場所 5 に同じ

(郵送による場合も同じ。)

(3) 提出書類

入札提出書類は以下のとおりである。なお、提出書類の詳細及び記載方法等並びに様式番号については、様式集を参照のこと。

入札提出書類提出届(第 13 号様式)

委任状(代理人が入札する場合)(第 14 号様式)

委任状(復代理人が入札する場合)(第 15 号様式)

入札書(第 16 号様式)

業務要求水準に関する誓約書（第 17 号様式）
基礎審査項目自主確認書（第 18 号様式）
事業実施体制（第 19 号様式）
入札提案書（第 20 号様式）
ア 設計・建設に関する提案書（第 21 号様式～第 38 号様式）
イ 維持管理業務に関する提案書（第 39 号様式～第 56 号様式）
ウ 運営業務に関する提案書（第 57 号様式～第 61 号様式）
エ 事業計画に関する提案書（第 62 号様式～第 71 号様式）
オ その他の提案書（補足用）（第 72 号様式）
カ 設計図書（第 73 号様式～第 87 号様式）

(4) 応募者の複数提案の禁止

応募者は、1 つの提案しか行うことができない。

1 5 入札提出書類の提出方法等

(1) 提出方法

入札提出書類は、持参又は郵送（書留郵便に限る。）により提出するものとし、電送によるものは受け付けない。

入札に関して使用する言語は日本語、計量単位は計量法（平成 4 年法律第 51 号）に定めるもの、通貨単位は円、時刻は日本標準時とする。

入札書に記載される入札価格は、設計・建設に係る対価、維持管理に係る対価及び運営に係る対価の総額から消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）を控除した金額とする。

なお、落札者決定に当たっては、入札価格に当該金額から別紙 2 に示す割賦金利相当額を控除した金額の 100 分の 5 に相当する金額（消費税等相当額）を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札金額とする。入札価格の算定条件については、別紙 2 に示すとおりである。

入札書は、任意の封筒に入れ封印し提出すること。封筒の表には、必ず、宛名（神戸市）、「入札者名」及び「神戸市中央卸売市場本場再整備事業に係る入札書在中」の旨を朱書きで記載すること。

入札提出書類は、14(1)に示した日時までに到達しないものは無効とする。

(2) 代理人

応募者又はその代理人は、当該入札に参加する他の応募者の代理人となることはできない。

応募者は、神戸市契約規則第 3 条 1 項、2 項及び 3 項の規定に該当するものを応募者の代理人とすることはできない。

代理人が入札提出書類を提出する場合には、委任状（第 14 号様式又は第 15 号様式）を提示すること。なお、提出書類の詳細及び記載方法等並びに様式番号については、様式集を参照のこと。

(3) 入札の辞退

競争参加資格の確認（第一次審査）の結果、競争参加資格を有する旨の通知を受けた応募者が入札を辞退する場合は、入札辞退書（第 12 号様式）を市に持参又は郵送により提出すること。なお、入札を辞退した者が、これを理由として、以後の競争入札において、不利益な取扱いを受けるものではない。

提出期限 開札の開始まで

（ただし、郵送する場合は平成 16 年 8 月 2 日(月)午後 5 時（必着））

提出場所 5 に同じ

(4) 入札提出書類の取扱い

著作権

入札提出書類の著作権は応募者に帰属する。

特許権等

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、工事材料、施工方法、維持管理方法等を使用した結果生じた責任は、原則として応募者が負う。

入札提出書類の変更等の禁止

入札提出書類の変更、差し替え又は再提出は認めない。

入札提出書類の使用等

応募者から提出された入札提出書類は、民間事業者の選定に関わる公表以外に応募者に無断で使用しない。

なお、提出された入札提出書類は返却しない。

(5) その他

応募者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）に抵触する行為を行ってはならない。

応募者は、入札に当たっては、競争を制限する目的で他の応募者と入札価格又は入札意志についていかなる相談も行わず、独自に価格を定めなければならない。

応募者は、落札者の決定前に他の応募者に対して入札価格を開示してはならない。

市は、応募者が相連合し又は不穩の挙動をする等の場合で競争入札を公正に執行できない状況にあると認めるときは、当該入札を延期し、又はこれを廃止することができる。

1 6 予定価格（設計・建設費、維持管理費及び運営費）の公表

予定価格 1 7, 1 0 2, 0 0 0, 0 0 0 円（消費税等を除く）

1 7 開札

(1) 日 時：平成 16 年 8 月 3 日(火) 午後 3 時

(2) 場 所：神戸市中央卸売市場本場 大会議室

（神戸市兵庫区中之島 2 丁目 1 番 3 号 卸売場棟 2F）

(3) 開札は、入札者又はその代理人を立ち合わせて行う。ただし、入札者又はその代理人が立ち会わない場合においては、入札事務に関係のない市の職員を立ち合わせて行う。

(4) 開札場には、入札者又はその代理人及び入札事務に関係のある職員（以下「入札関係職

- 員」という。)並びに 17(3)のただし書きの立会職員以外の者は、入場することができない。
- (5) 入札者又はその代理人は、開札開始時刻後においては、開札場に入場することができない。
- (6) 入札者又はその代理人は、開札場に入場しようとするときは、入札関係職員に身分証明書を提示しなければならない。代理人をして入札させる場合においては入札権限に関する委任状(第 14 号様式又は第 15 号様式)を提出しなければならない。
- (7) 入札者又はその代理人は、市が特にやむを得ない事情があると認めた場合のほか、開札場を退場することができない。
- (8) 開札場において、次の各号の一つに該当するものは当該開札場から退去させる。
- 公正な執行を妨げようとした者
 - 公正な価格を害し、又は不正の利益を得るために連合した者
- (9) 開札をした場合において、入札価格が予定価格の範囲内にある入札がないときは、再度の入札を行う。なお、入札執行回数は、原則として初度と再度の 2 回を限度とする。また、再度の入札手続は市が指定する日時に行う。
- (10) 開札においては入札価格が予定価格の範囲内であるかの確認を行い、予定価格の範囲内の入札書を提出した者を発表する。予定価格の範囲内の入札書を提出した者のみ、その後の落札者選定の対象となる。

1 8 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は無効とし、無効の入札を行った者を落札者とした場合には落札決定を取り消すものとする。

- 入札公告及び入札説明書等に示した競争参加資格のない者のした入札
- 委任状を持参しない代理人のした入札
- 競争参加資格確認申請書等に記載された応募グループの代表者以外のした入札
- 競争参加資格確認申請書その他の一切の提出した書類に虚偽の記載をした者の入札
- 記名押印を欠いた入札
- 金額を訂正した入札
- 誤字、脱字等により意思表示が不明確である入札
- 明らかに連合によると認められる入札
- 同一事項の入札について他の代理人を兼ね、又は 2 人以上の代理をした者の入札
- その他入札説明書等において示した条件等入札に関する条件に違反した入札

なお、市により競争参加資格のあることを確認された者であっても、落札者の決定から事業契約締結までの間において神戸市指名停止基準要綱に基づく指名停止措置若しくは取引停止取扱要領に基づく取引停止等措置を受けている者等 9 に掲げる資格のない者は競争参加資格のない者に該当する。その場合、予定価格の範囲内で定量化審査における「総合評価点」の得点の高い者から順に契約交渉を行うことがある(地方自治法施行令第 167 条の 2 に基づく随意契約)。

1 9 特定事業の選定の取消し

入札参加がない場合等、市は特定事業の選定を取り消すこととし、その旨を速やかに公表する。

2 0 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金は、免除する。

(2) 神戸市契約規則第 25 条（6）に基づき、契約保証金は、免除する。

ただし、神戸市契約規則第 25 条（6）に基づく場合とは、以下の内容を満たすことをいう。

事業者が、設計及び建設工事に関して、設計・建設工事期間を保険期間とし、建設工事に相当する金額（設計費、工事監理費及び消費税相当額を含む）の 10 パーセント以上に当たる額について、工事履行保証証券による保証を付し、又は市を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、その保険証券を市に提出した場合。

事業者が、建設者をして、新設施設の設計及び建設工事に関して、事業者を被保険者とし、設計・工事期間を保険期間とし、建設工事に相当する金額（設計費、工事監理費及び消費税相当額を含む）の 10 パーセント以上に当たる額を保険金額とする履行保証保険契約を締結させ、かつ事業者の費用負担で当該保証保険契約に基づく保険金請求権につき、市を質権者とする質権を設定した場合。

2 1 落札者の決定方法等

(1) 落札者の決定方法

落札者決定基準による。

(2) 入札結果の通知及び公表

入札結果は、落札者決定後、速やかに応募者に対して通知するとともに、公告を行い中央卸売市場のホームページにおいて公表する。

なお、P F I 法第 8 条に規定する客観的評価については、落札者と基本協定書を締結後に公表する。

(3) 審査委員会

審査委員会の設置

審査に関して、学識経験者等及び市職員で構成する「神戸市中央卸売市場本場再整備事業者選定審査委員会」（以下「審査委員会」という。）を設置する。審査委員会は、民間事業者の選定基準に関する審議並びに提出された入札提出書類の審査及び優秀提案者の選定を行う。

審査委員会は外部有識者 6 名、市職員 3 名の計 9 名の審査委員で構成される。なお、審査委員会は非公開とする。

審査委員会事務局

審査委員会の事務局は、神戸市産業振興局中央卸売市場本場とする。

2 2 基本協定の締結

落札者は、落札者決定後 14 日以内に市を相手方として、基本協定書（案）に基づき、基本協定を締結しなければならない。なお、落札者が基本協定を締結しない場合は、市は違約金として落札金額の 100 分の 1 に相当する金額を請求することがある。

2.3 S P C の設立

落札者は、仮契約締結までに、本事業を実施するため、商法（明治 32 年法律第 48 号）に定める株式会社として、S P C を設立するものとし、応募企業又は応募グループの構成員は S P C へ出資すること。代表企業の出資比率は、応募グループ以外の株主を含む全出資者中最大となること。また、応募企業又は応募グループの構成員の合計が、S P C の株主総会における総議決権の 2 分の 1 を超える議決権を有すること。

また、S P C は神戸市内に設立すること。なお、S P C の本店を本事業の施設内に設置することも可能であるが、その場合、面積・賃料等に関し市と協議するものとする。

2.4 三者契約の締結

S P C 設立後、事業者は廃棄物手続き業務の履行のため、施設利用者及び廃棄物処理業者間において、速やかに三者契約を締結しなければならない。別紙 3 に、三者契約を含めた廃棄物処理業務の関連契約の概要を示す。

2.5 手続きにおける交渉の有無

無

2.6 事業契約書の作成

事業契約書（案）により、事業契約書を作成するものとする。

2.7 事業契約の締結

市は落札者と事業契約を締結する。契約内容は、設計・建設、工事監理、維持管理、運営業務等を包括的かつ詳細に規定するものである。

- (1) S P C と市は、落札者決定後提案内容及び事業契約書（案）に基づいて、速やかに事業契約を締結しなければならない。
- (2) 事業契約締結に当たっては、落札者の入札価格及び入札説明書等に示した契約内容について、変更できないことに留意すること。
- (3) S P C が事業契約を締結しない場合は、市は違約金として落札金額の 100 分の 1 に相当する金額を請求することがある。
- (4) 事業契約締結に係る落札者側の弁護士費用、印紙代などは、落札者の負担とする。
- (5) 事業契約締結後、事業契約締結以前に契約に違反する行為を行っていたことが判明した場合、又は入札等市の業務に関し不正もしくは不誠実な行為をし、契約の相手方として不適当であると認められる者については、当該事実が判明した時から最長 2 年間、神戸市が実施する入札への参加が認められなくなる場合があることに留意すること。

なお、S P C が事業契約を締結しない場合、予定価格の範囲内で定量化審査における

「総合評価点」の得点の高い者から順に契約交渉を行うことがある（地方自治法施行令第167条の2に基づく随意契約）。

2 8 サービス購入費の支払条件等

(1) サービス購入費の金額と支払方法

市が事業者に対して支払うサービス購入費は、設計・建設費、維持管理費、運営費からなる。市は、サービス購入費の支払について、事業契約書（案）別紙 8 の定めるところにより、事業者を支払うものとする。

(2) サービス購入費の支払額の改定

設計・建設費については、係る対価の算定に用いる基準金利を定期的に見直すことにより、改定する。改定方法等の詳細は、事業契約書（案）別紙 9 に示すとおりである。

維持管理費及び運営費については、物価変動のうち一定の幅を超えた部分について勘案し、事業契約書の定めるところにより対価の改定を行う。改定方法等の詳細は、事業契約書（案）別紙 9 に示すとおりである。

(3) サービス購入費の減額等

市は、事業者が実施する本事業に対し、モニタリングを行う。係るモニタリングの結果、事業契約書に定められた要求水準が満たされていないことが判明した場合、市は、サービス購入費の減額等を行うことがある。サービス購入費の減額等の方法等の詳細は、事業契約書（案）別紙 10 に示すとおりである。

2 9 事業者が付保する保険等

事業者は、事業契約書（案）別紙 4 に示す保険を付保するものとする。

3 0 本事業以外の業務で、本事業に直接関連する業務に関する契約を本事業の契約の相手方と随意契約により締結する予定の有無

無

3 1 苦情申立て

本手続きにおける競争参加資格の確認その他の手続きに関し、「神戸市特定調達調査委員会要綱」により神戸市特定調達調査委員会（連絡先：神戸市行財政局経理課、電話 078-322-5145（直通））に対して苦情を申立てることができる。

3 2 関連情報を入手するための照会窓口等

入札説明書等に定めることその他、入札等の実施に当たって必要な事項が生じた場合には、市のホームページにて掲載する。

中央卸売市場ホームページ

<http://www.city.kobe.jp/cityoffice/27/ichiba/saiseibi/index.htm>

3 3 事業者の権利義務等に関する制限

(1) 事業者の事業契約上の地位の譲渡等

市の事前の承諾がある場合を除き、事業者は事業契約上の地位及び権利義務を譲渡、担保提供その他の方法により処分してはならない。

(2) S P Cの株式の譲渡・担保提供等

S P Cの株主は、原則として本事業の事業契約が終了するまでS P Cの株式を保有することとし、市の事前の書面による承諾がある場合を除き、譲渡、担保権等の設定その他一切の処分を行ってはならない。

(3) 債権の譲渡

事業者が、市に対して有する施設の設計・建設並びに維持管理、運營業務の提供に係る債権は、市の承諾がなければ譲渡することができない。

(4) 債権への質権設定及び債権の担保提供

事業者が、市に対して有する施設の設計・建設並びに維持管理、運營業務の提供に係る債権に対する質権の設定及びこれの担保提供は、市の承諾がなければ行うことができない。

3 4 市と事業者の責任分担

(1) 基本的考え方

本事業における責任分担の考え方は、適正にリスクを分担することにより、より低廉で質の高いサービスの提供を目指すものであり、施設の建設並びに維持管理の責任は、原則として事業者が負うものとする。ただし、市が責任を負うべき合理的な理由がある事項については、市が責任を負うこととする。

(2) 予想されるリスクと責任分担

市と事業者の責任分担は、事業契約書（案）によることとし、応募者は負担すべきリスクを想定した上で提案を行うものとする。リスク分担の程度や具体的内容について、事業契約書（案）に示されていない場合は、落札者と市の協議により定めるものとする。

3 5 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項

P F I法に規定する法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項は、次のとおりである。

(1) 法制上及び税制上の措置に関する事項

現時点では、法制上及び税制上の措置は想定していない。ただし、今後、法制や税制の改正により措置が可能となる場合、市は可能な範囲で必要な協力を行う。

(2) 財政上及び金融上の措置に関する事項

本事業は、補助対象事業であり、事業者は市と事業契約締結後、市に対して補助申請を行わなければならない。事業者からの補助申請を受け、市は農林水産省に補助申請を行う。補助金が市に支給された場合には、市は補助金として事業者に支払う。

市は、事業者が、財政上及び金融上の支援を受けることができるよう努める。

市は、事業者に対する出資等の支援は行わない。

本事業は、日本政策投資銀行の「民間資金活用型社会資本整備」に対する融資（無利子融資、低利子融資）の対象事業であり、応募者は当該融資を利用することを前提として提案することは可能であるが、応募者は自らの責任でその活用を行うこととし、市は

同行からの調達の可否による条件変更は行わない。

なお、当該融資制度の趣旨は、民間事業者の提案喚起及び選定事業の安定性向上にあることから、当該融資を提案に織り込む場合には、民間金融機関と同様の金利を前提とすることとしているので、この点に留意して入札提案を行うこと。

また、当該融資制度の詳細、条件については、応募者が直接同行に問い合わせを行うこと。

3.6 事業実施に関する事項

(1) 誠実な業務遂行義務

事業者は、入札提出書類及び事業契約書に定めるところにより、誠実に業務を遂行すること。

(2) 事業期間中の事業者と市の関わり

本事業は、事業者の責任において実施される。また、市は事業契約に定められた方法により、事業実施状況の確認を行う。

市は原則として事業者に対して連絡等を行うが、必要に応じて市と建設会社等との間で直接連絡調整等を行う場合がある。この場合において、市と建設会社等との間で直接連絡調整を行った事項については事業者に報告する。

事業の継続性をできるだけ確保する目的で、市は、事業者に対し資金提供を行う金融機関等と協議を行い、直接協定を結ぶことがある。

事業計画又は契約の解釈について疑義が生じた場合には、市と事業者は誠意をもって協議する。

(3) 業務実施状況の報告等

事業者は、事業契約に定めるところにより、業務実施状況を市に報告し、市の確認又は承諾を受けなければならない。

(4) 事業の実施状況のモニタリング

市は、本事業のモニタリングを行う。モニタリングの方法、内容等については、事業契約書（案）に定める。

また、事業者が実施するサービスの水準が事業契約書（案）に定める市の要求水準を満たしていないことが判明した場合、市は事業者に対して是正勧告を行う。

なお、市が是正勧告を行ったにもかかわらず、当該勧告対象となった事項が改善されない場合、市は事業者に対する支払額を減額する等の措置を行う。

なお、モニタリングに要する費用は、事業者側に発生する費用を除き市の負担とする。

(5) 財務書類の提出

事業者は、毎事業年度、当該事業年度の財務書類（商法第 281 条第 1 項に規定する計算書類）を作成し、自己の費用をもって公認会計士又は監査法人による監査を受けた上で、監査報告書とともに毎事業年度経過後 3 ヶ月以内に市に提出する。

市は、請求があった場合には、当該財務書類を公開できるものとする。

(6) 土地の使用等

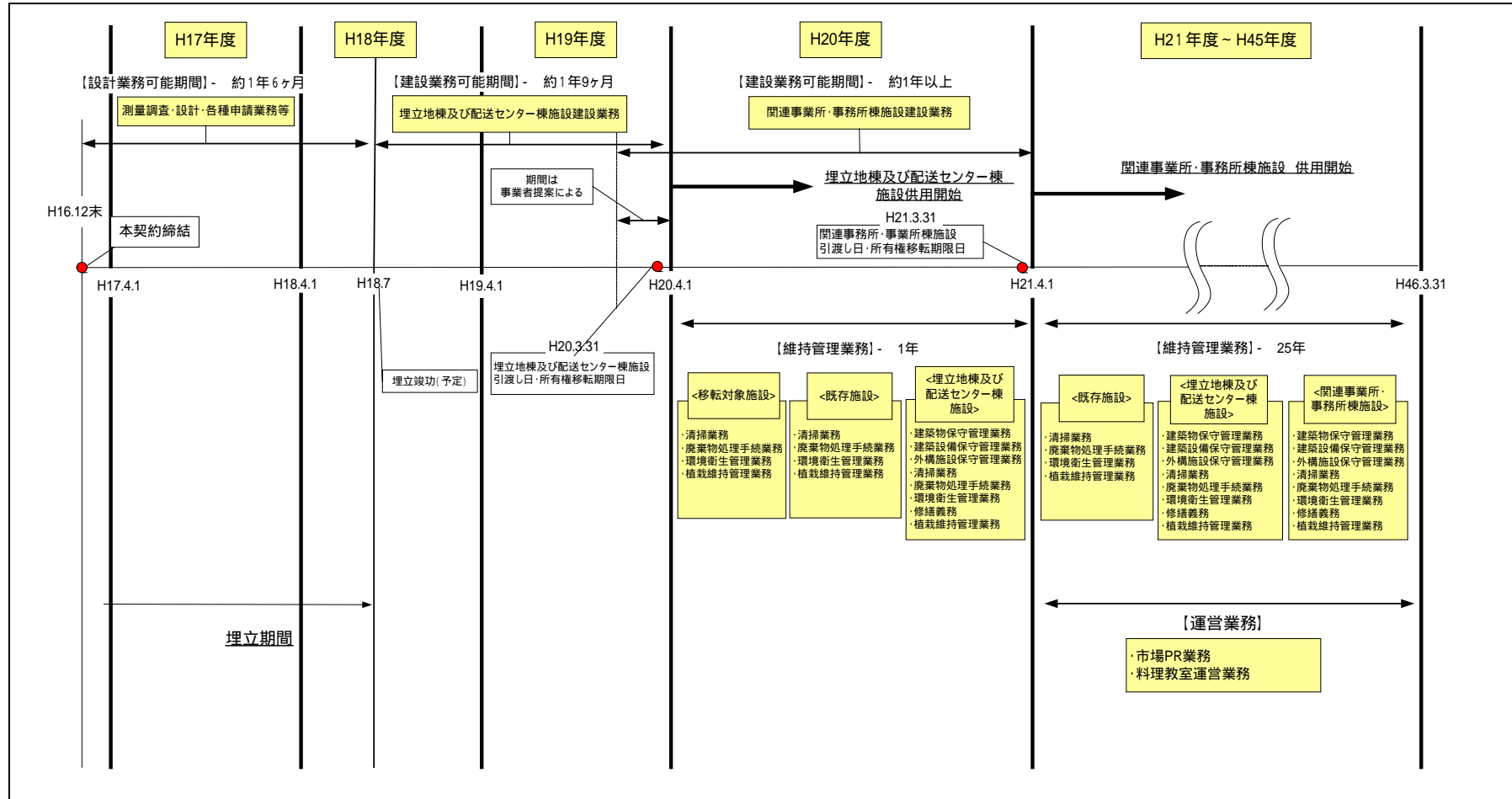
本事業の施設に係る敷地は市有地であり、財産の分類は行政財産である。事業者は、施設に係る敷地を、建設期間中無償で使用することができる。

3 7 その他

- (1) 応募者は、入札説明書等を熟読し、遵守すること。
- (2) 応募者は、入札後、この入札説明書等についての不知又は不明を理由として、異議を申し立てることはできない。
- (3) 応募者が市に提出した資料等に虚偽の記載をした場合においては、神戸市指名停止基準要綱に基づく指名停止措置を執ることがある。

別紙 1

事業者の業務スケジュール概要



- 入札価格の算定条件 -

事業者は、要求水準書に示す条件及び事業契約書（案）別紙 8 から別紙 10 に示す対価の支払方法、改定方法及び減額方法を踏まえて入札に係る提案書を作成するものとする。ただし、入札価格の算定に際しては、以下の条件を踏まえるものとする。

- ・ 入札価格算定に用いる基準金利は、平成 16 年 7 月 2 日を基準日とする基準金利（午前 10 時現在の東京スワップレート（TSR）としてテレレート 17143 ページに表示されている 6 ヶ月 LIBOR ベース 5 年もの（円 / 円）金利スワップレート）を用いる。
- ・ 事業期間中の基準金利の見直しについては、金利の変動がないものとして、上記基準金利を全事業期間に渡って適用すること。
- ・ 上記基準金利に事業者提案のスプレッド（％）を加えた値を割賦金利とする。
- ・ 事業計画提案に際して、補助金は交付されないものとして計算すること。
- ・ 不動産取得税は課税されるものとして計算すること。
- ・ 登録免許税は課税されないものとして計算すること。
- ・ 本事業は、日本政策投資銀行の「民間資金活用型社会資本整備」に対する融資（無利子融資、低利子融資）の対象事業であるが、当該融資制度の趣旨は、民間事業者の提案喚起及び選定事業の安定性向上にあることから、当該融資を提案に織り込む場合には、民間金融機関と同様の金利を前提とすることとしているので、この点に留意して入札提案を行うこと。
- ・ 廃棄物処理管理業務の変動分については、次頁の表に示す各種廃棄物処理実績による値を用いて入札価格を計算すると共に、廃棄物処理手続業務の変動分に係る対価の算定に用いる単価を提案すること。詳細は、事業契約書（案）別紙 8 を参照。
- ・ 市場 P R 施設運営業務における料金収入、及び料理教室運営業務のうち、要求水準書に示す、事業者負担となる費用を除いて、入札価格を計算すること。ただし、当該事業費用及び収入に関して、別途様式集の定めるところにより、年間業務計画書を提案すること。

表 神戸市中央卸売市場本場 廃棄物処理実績

区分	入札価格の算定に用いる値 (t) (H11年度～H14年度実績の平均値)
発砲スチロール	116.6
段ボール	689.3
生ごみ・可燃ごみ・木屑 類(廃パレット除く)	6,400.8
廃パレット	541.4
金属類	36.4
プラスチック類	35.0
ビン類	1.5
ペットボトル	0.5
その他不燃	67.8

- 廃棄物処理業務に係る関連契約について -

(1) 「廃棄物処理手続業務」について

事業者は、要求水準書第 3 の 7. に基づく、廃棄物処理手続業務を実施するものとする。

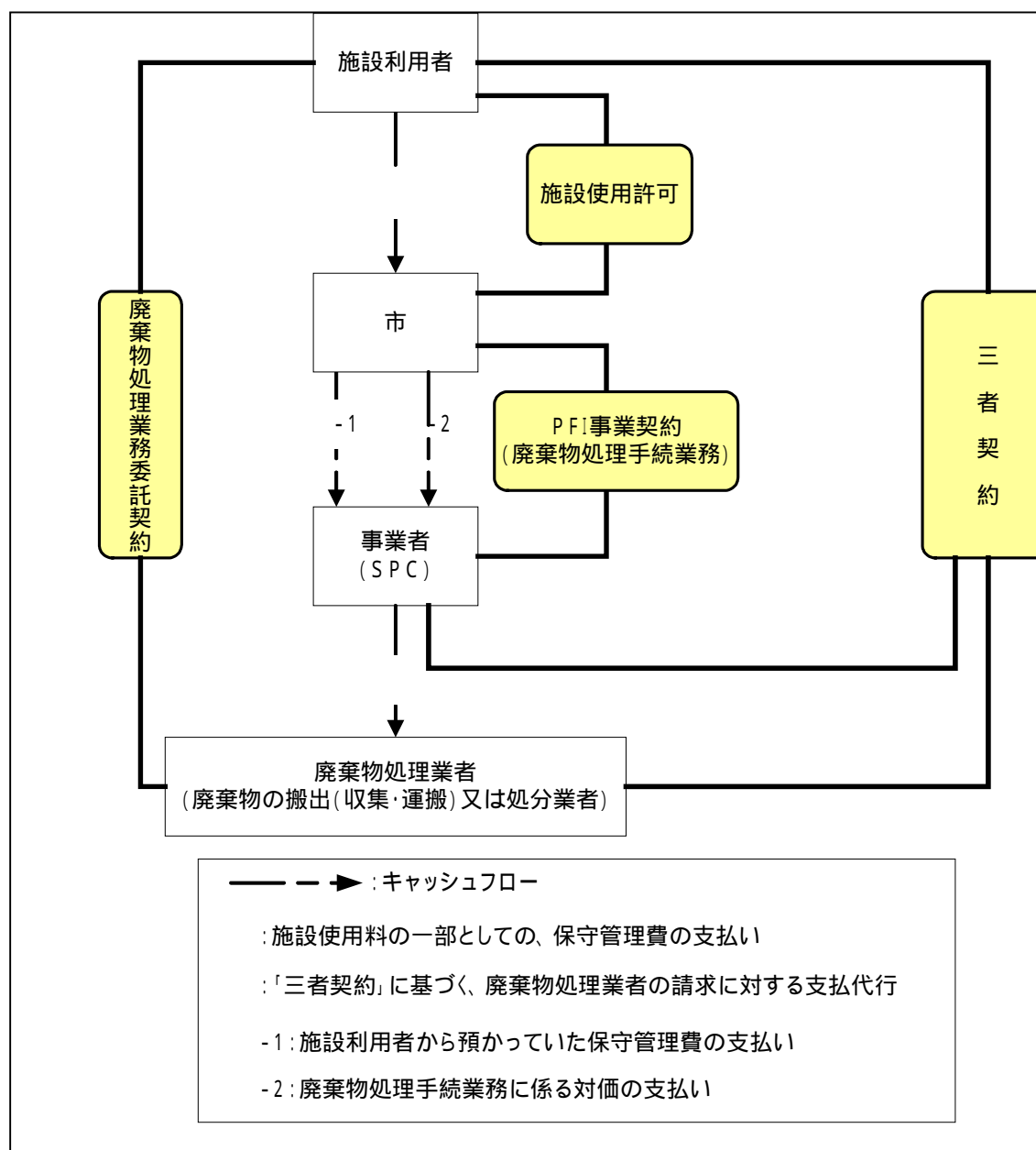
(2) 「廃棄物処理業務の委託契約」について

本事業において発生する廃棄物の収集・運搬及び処分業務は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（1970 年 12 月 25 日法律第 137 号）に則り、廃棄物発生者である「施設利用者」と、その収集・運搬又は処分を業として行う「廃棄物処理業者」間で締結される「廃棄物処理業務の委託契約」に基づいて実施されるものである。ただし、当該業務の対価の支払いは、事業者から廃棄物処理業者に対して「支払代行」という形で支払われるものとする。

(3) 三者契約について

上記（ 1 ）及び（ 2 ）から、本事業における廃棄物処理業務に係る主体は、廃棄物処理業務の委託者である「施設利用者」と受託者である「廃棄物処理業者」、そして廃棄物処理業者からの対価の請求に対し、請求金額の支払代行を支払う「事業者（SPC）」の三者となる。よって、本事業では、当該業務に係る三者の権利義務を「三者契約」において明確に規定した上で、当該契約に基づいて各業務を実施することとする。次頁に、廃棄物処理業務に係る他の関連契約を含めた概要図を示す。

「三者契約」を含めた廃棄物処理業務に係る関連契約の概要図



- 「三者契約」の主な構成 -

1. 廃棄物処理業務委託契約に基づき、「廃棄物処理業者」は「施設利用者」より委託された廃棄物処理業務を履行する。
2. 当該業務の履行後、「廃棄物処理業者」は「事業者」に対して廃棄物処理費用を請求し、「事業者」は当該費用に係る支払代行を行う。